



今月のことば

monthly word

## 使命条項の制定とこれからの弁理士

日本弁理士会 副会長

丸山 幸雄

### 1. はじめに

特許法、商標法、意匠法と共に弁理士法の一部も改正され、永年の念願であった使命条項が第1条に新たに制定されました。具体的には、改正された弁理士法第1条に「弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする」と規定され、「知的財産」については知的財産基本法第2条第1項で「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう」と規定され、「知的財産権」については同条第2項に「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう」と規定されています。非常にすばらしい内容であると思います。羽藤特許庁長官のご英断、特許庁関係者、古谷会長及び弁政連の皆様のご努力のたまものです。

更に、今国会では、外国法事務弁護士法人制度の創設を認めるための「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の一部改正が行われました。この改正は、かねてより日本弁理士会が要望していた外国法事務弁護士法人の社員を外国法事務弁護士に限定するものとされておりす。すなわち、日本弁理士会は、外国法事務弁護士法人の社員を外国法事務弁護士のみならず日本

の弁護士も社員となることを容認するいわゆる混合法人の設立に断固反対してきました。このことにより、外国法事務弁護士法人が、我が国に対する特許等の出願等を実質的に代理する事態を防げたことは大きな成果であり、安堵しております。

我々弁理士は、この度使命条項が制定された意義を十分に認識し、社会からの要求に応え、自らの責任を果たしていかなければなりません。このため、本年度の執行役員会では会員規律特別委員会を設置して会員規律全般の見直しを早急に進めて本年度中に必要な例規改正等を行います。

弁理士は、よく技術と法律の専門家であるといわれますが、我々の業務範囲も業務内容も全て、関係している法律の内容に影響を受けており法律改正の結果が我々の生活に直結します。弁理士は法律によって護られている職業であることをよく認識すべきです。

例えば、国内業務に関して例えば発明推進協会が発行している「知的財産権法文集」に掲載されているだけでも「特許法」「実用新案法」「意匠法」「商標法」「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」「著作権法」「著作権等管理事業法」「不正競争防止法」「半導体集積回路の回路配置に関する法律」「コンテンツの創造、保護及び活用に関する法律」「種苗法」「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」「外為法」「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」「民法」「民事訴訟法」などがあり、これらの法律がどのように改正されるかにより我々の業務範囲も業務内容も影響をうけることになります。

更に、我々弁理士は他の士業と大きく異なり外国との関わりが特に深く、ほとんどの弁理士事務所が国際的ネットワークを構築しております。外

国への手続には各国の国内法の理解は勿論、関連が深い国際条約などとしても「パリ条約」「特許協力条約」「マドリッド協定」「商標法条約」「ストラスブール協定」「ブダペスト条約」「リスボン協定」「TRIPS 協定」等数多くの法律が関係しております。

このように具体的な法律名や条約名等を多く列記したのは、我々弁理士は、国内法のみならず、他国の国内法の知識のほか多国間条約や協定についての知識も必要であり、更にこれらの改正状況にも影響されるものであり、今回の弁理士法などの改正を機に周辺法を含めた関連する法律についても関心をもっていただきたいからです。

現在弁理士業界の未来を夢のあるものにするためには、弁理士の使命を果たすための第1歩として、日本弁理士会あるいは支部の会務実行に積極的に参加していただけるようお願いいたします。面倒は他人任せにして自分は果実のみ味わうというのでは弁理士の将来はないと言わざるをえません。若手弁理士の皆様は弁理士の将来にも考えを巡らすべき時に来ていると確信いたします。

## 2. 副会長としての担当委員会など

私が主担当の附属機関、委員会などは「知的財産価値評価推進センター」「福利厚生委員会」「地域企画調整委員会」「商標委員会」「特許制度運用協議委員会」「弁理士推薦委員会」「復興プロジェクト」などです。ほかに「支援センター」「会員規律委員会」が副担当です。

### [知的財産価値評価推進センター]

知的財産価値評価推進センターは創立10周年の節目の年に当たり、日本各地で弁理士が知財価値評価についても積極的に関与していることを広報することを予定しています。更に、数年かけて知財価値評価を行う際のマニュアルを作製することにしてありますが、本年度中にいくつかの分野のマニュアルについては完成させる予定です。

### [支援センター]

副担当の支援センターについては、特許庁が主導する「知財総合支援窓口」に弁理士を常駐させることとなり、この常駐弁理士を支援センターから派遣することとなり「知財総合支援窓口」に特化した副担当となります。

### [福利厚生委員会]

福利更生委員会は本年度慶弔費の支払金額等に

ついでに検討を行なう予定です。

### [地域企画調整委員会]

地域企画調整委員会は、支部長会議、支部サミットを主催して各支部間の調整を行うと共に、各支部から「知財総合支援窓口」に常駐する弁理士を推薦したことから、支援センターと共に「知財総合支援窓口」の運営及び改善に協力していくことと致します。

### [商標委員会]

商標委員会は商標法が改正された関係で審査基準の変更が予想されますので、特許庁との協議を行うとともに改正内容の会員への周知を担当するほか、例年同様商標実務についての研究、国際会議への参加、発言など重要な実務系委員会としての活動を引き続き行います。

### [特許制度運用協議委員会]

特許制度の運用に関して特許庁に必要な要望を行い、制度改革のための実務者協議を行うほか、インターネット出願に関する会員への最新情報の提供などペーパーレス通信の発行業務などを行っております。本年も特許庁による特許制度の運用についてご意見がある会員よりの要望は通年受け付けておりますのでいつでもご意見をお寄せ下さい。

### [復興プロジェクト]

復興プロジェクトでは、東北大震災で被災したかたの特許出願及び権利化を援助すると共に、昨年B-1グランプリの主催団体であって、各地のご当地グルメの発掘、町おこしに利用する活動を行っている愛Bリーグ加盟団体のブランド戦略の援助を行うことを主な活動としております。

### [その他]

他に北陸支部を担当しており、新潟、福井、石川、富山の4県が含まれます。近時、支部の役割がますます必要となっており、北陸支部と本会との橋渡しを行う所存です。

## 3. 最後に

本年度は古谷会長の2年目であり、又本年度の役員も皆活発かつ率直に自分の意見を述べ合っており、日本弁理士会のために最良の途を選択できるメンバーが揃っております。会員全体のために本年1年間古谷会長と共に副会長の職責を、全うして行きたいと思っております。